

○厚生労働省令第七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対

象規定」という。ハは、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 一〇十六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十七〇八十七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>八十八〇百四十四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百四十五〇百四十八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百四十九〇百九十八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百九十九〇二百五 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二百六〇二百六十 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 一〇十六 (略)</p> <p>十七 N—(ニ—アダマンチル) — (五—フルオロペンチル) — 一H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類 十八〇八十八 (略)</p> <p>八十九 三・四—ジクロロ—N—「二—(ジメチルアミノ) シクロヘ キシル」—N—メチルベンザミド及びその塩類 九十〇百四十六 (略)</p> <p>百四十七 ニ—フェニル—ニ—(ペリジン—ニ—イル) 酢酸エチル エステル及びその塩類 百四十八〇百五十一 (略)</p> <p>百五十二 N—(ニ—フェネチルピペリジン—四—イル) —N—フェ ニルブタンアミド及びその塩類 百五十三〇二百二 (略)</p> <p>二百三 ニ—メチルアミノ— (チオフェン—ニ—イル) プロパン 及びその塩類 二百四〇二百十 (略)</p> <p>二百十一 メチル—ニ—「ニ—(シクロヘキシルメチル) —一H—イ ンドール—三—カルボキサミド」—三・三—ジメチルブタノア—ト 及びその塩類 二百十二〇二百六十六 (略)</p>

附 則

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百四号）の施行の日（平成二十九年八月二十五日）から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。